

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年11月21日
【会社名】	株式会社ニチリン
【英訳名】	NICHIRIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 良雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町98番地 1
【縦覧に供する場所】	株式会社ニチリン東京支社 (東京都港区芝浦一丁目3番11号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年3月27日に提出いたしました第128期（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は子会社に対して月次業績報告を義務付けております。当社連結子会社であるニチリン テネシー インク（米国 テネシー州 ルイスバーク市：以下NNT社）の月次業績報告に関して、平成24年5月頃から売上に対する利益が通常とは異なる傾向を示していたため、当社取締役会は、子会社管理部門である経営企画部に調査を指示し、各種のケースを想定し原因調査を行わせましたが、究明には至りませんでした。しかしながら、その後の同社社長への聞き取り調査等から棚卸資産額に問題があると思われるため、当社内部監査室による定期的な内部統制監査実施時（平成24年8月）に棚卸資産について重点監査するよう指示を行いました。現地での在庫抜き取り調査の結果、同社が平成24年6月末日（第2四半期決算日）現在の在庫金額を過大計上している疑惑が高まりました。

この時点で、NNT社社長（当社取締役北南米地域総括：平成23年4月にNNT社社長就任）から当社に対し、不適切な会計処理を行っていた旨報告がありました。この報告を受け、当社代表取締役社長清水良雄を委員長とする社内調査チームを9月3日に編成し、現地に調査メンバーを派遣するなど事実確認の結果、NNT社は平成23年期末から平成24年6月にかけて不適切な会計処理を行っていることが判明いたしました。

当社は、この事前調査の結果をふまえ、平成24年9月28日取締役会の決議により調査委員会を設立し、実態調査を開始しました。調査の結果、在庫数量操作による棚卸資産の過大計上（利益の過大計上）という不適切な会計処理が、平成23年期末から平成24年6月にかけて行われていたことが明らかになりました。また、調査の過程において、誤謬による棚卸資産の過大または過小計上、処理タイミングの認識相違に起因する買掛金の取崩しによる利益計上なども発見されました。

当社は本件への対応として、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年12月期の有価証券報告書および平成23年第1四半期、平成23年第2四半期、平成23年第3四半期、平成24年第1四半期、平成24年第2四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社の内部統制において、当社から海外子会社の会計に対する監視、当社から海外子会社に対する統制、海外子会社の人員の教育、コンプライアンス研修、内部通報制度などが充分でなかったことに起因するものであります。

以上のことから当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、不適切な会計処理が行われたものと認識しております。

なお、重要な欠陥については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

当社におきましては、調査委員会の提言をふまえて、以下に示す内容を骨子として、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥の是正に着手しております。

- (1) 当社から海外子会社の会計に対する監視強化
- (2) 当社から海外子会社に対する統制の強化
- (3) 海外子会社の人員の教育充実
- (4) コンプライアンス研修の充実
- (5) 内部通報制度の充実